

教育訓練安全基準

第1 指導者の留意事項

指導者は、次の事項に留意すること。

- (1) 資機材の諸元・性能及び特性について、十分理解のうえで実施すること。
- (2) 常に言動・態度に留意し、公平・厳正に指導すること。
- (3) 練度に応じた適切な指導を行うこと。
- (4) 指導及び安全管理に便利でかつ学生等を把握できる位置で、必要な指示・命令を与えること。
- (5) 指示・命令は、簡潔・明瞭に行うこと。
- (6) 不安全な行動の場合は、直ちに訓練を中断し是正させること。
- (7) 校外における教育訓練については、緊急時の連絡手段を確保すること。
- (8) 外部に訓練を依頼する場合は、教育訓練安全基準等を事前に協議すること。

第2 学生等への指示事項

指導者は、学生に次の事項を指示・徹底すること。

- (1) 安全管理の主体は、自分自身にあることを認識させること。
- (2) 動作及び操作の区切りは明確にするとともに、節度正しく行うこと。
- (3) 資機材及び訓練施設に精通するとともに、これらの愛護に心掛けること。
- (4) 指示及び命令並びに各操作について、復唱及び確認の呼唱を明確に行うこと。
- (5) 資機材の落下、転倒等の衝撃を与え、又は許容能力以上の負荷をかけないこと。
- (6) 資機材及び訓練施設に異常を認めたときは、直ちに訓練を中止し適切な措置を講ずるとともに、指導者へ報告させ指示を受けること。
- (7) 学生相互が安全に配慮し合って危険防止に努めること。
- (8) 安全確保10則を理解させること。

第3 安全確保10則

- (1) 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であること。
- (2) 訓練は、常に危険性が潜在することを認識し、容易に慣れることなく警戒心を緩めないこと。
- (3) 訓練中、指導者の掌握から離脱することは、重大な事故につながることを認識し、独断的行動を慎み、積極的に指導者の掌握下に入ること。
- (4) 危険に関する情報は、訓練現場の全学生に迅速に徹底すること。
- (5) 興奮、狼狽は事故の土壌となることを認識し、どんな訓練環境においても冷静さを失わないこと。
- (6) 機械及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘引することを認識し、各種資機材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟すること。
- (7) 安全確保の基本は自己防衛にあることを認識し、まず自身が自己の安全を図ること。
- (8) 安全確保の第1は着装にある。完全な着装を常に心掛けること。
- (9) 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にあることを認識し、平素から激動に耐える気力、体力と体調を保持すること。

- (10) 事故事例は、かけがえのない教訓であり、内容を詳細に把握し、行動指針として活用すること。

第4 安全点検の基準

教育訓練の計画、準備及び実施に関する安全点検の基準は、次のとおりとする。

(1) 教育訓練の計画

ア 訓練項目

- (ア) 訓練目標は、規程、指針に基づき選定すること。
- (イ) 訓練目的、趣旨、重点を明確に示し、安全性を十分考慮すること。
- (ウ) 消防学校の安全教育、安全指導を導入すること。
- (エ) 過去の訓練結果から見る安全に関する検討事項を反映すること。
- (オ) 段階的な能力向上を図るよう計画をすること。
- (カ) 訓練の内容、訓練量が学生の技量、体力に合致すること。
- (キ) 訓練中の状況変化に対応する予備計画を検討すること。
- (ク) 訓練実施要領は、綿密に計画され具体性があること。
- (ケ) 事前に安全点検の配慮をすること。
- (コ) 安全行動の知識に関する教育を十分考慮すること。
- (サ) 訓練の実施時期、時間に無理がないこと。

イ 訓練場所及び施設

- (ア) 場所、施設の安全性について十分把握すること。
- (イ) 訓練目的、学生の技量に合った場所とすること。
- (ウ) 他の訓練、作業等との競合がないこと。
- (エ) 安全ネット、安全マット等の安全用具の使用について十分配慮すること。

(2) 教育訓練の準備

ア 訓練場所

- (ア) 訓練場所は、訓練の障害とならないよう整理整頓すること。
- (イ) 潜在危険のある場所を確認し、必要な処置をすること。
- (ウ) 落下、倒壊の恐れのあるものを除去すること。
- (エ) 地盤、足場等が安定しており、転倒、転落の危険性がないこと。
- (オ) 転落危険場所に柵、手すり等の転倒危険場所に覆い等の危険防止措置をすること。
- (カ) 訓練の内容に合った広さを確保すること。
- (キ) 危険範囲の標示、立入禁止の処置をすること。

イ 施設設備

- (ア) 施設の構造に、損壊、腐食、老朽等の欠陥がないこと。
- (イ) 施設の強度、取付状態が十分であるか確認すること。
- (ウ) 機能低下、不良箇所がないこと。
- (エ) 危険箇所の補強をすること。

(オ) 安全ネット、安全マット等の安全用具は、正しい方法で取扱うこと。

(カ) 安全ネット、安全マット等は、構造欠陥、機能低下がないこと。

ウ 個人装備

(ア) 防火衣、訓練服等の服装の着装状況は、完全であること。

(イ) ヘルメットは、頭に合い、あごひもは確実に締めること。

(ウ) 防火衣、訓練服等は、体に合ったものを着用すること。

(エ) 破損箇所がないこと。

(オ) ボタン、フック等のかけ忘れ、ベルトの締め忘れがないこと。

(カ) 靴のひも、ゴム長靴のつりひもは適切に処理すること。

(キ) バンドの端末等の処理をすること。

(ク) 訓練において安全带(命綱)を必要とする場合は着装し、または準備すること。

(ケ) 指導者は警笛等の非常連絡装置を携帯すること。

エ 学生管理

(ア) 健康状態(疾病、けが、疲労)の確認をすること。

(イ) 体力、能力等個人差を考慮すること。

(ウ) 訓練の実施要領を十分周知徹底すること。

(エ) 適正な準備運動を行うこと。

(オ) 安全行為の知識を保持すること。

オ その他

(ア) 救急医薬品を準備すること。また、学生の負傷時における応急救護態勢について配慮すること。

(3) 教育訓練の実施

(ア) 訓練用資機材の取扱いは適正か、目的外使用はないか確認すること。

(イ) 確認呼唱を励行すること。

(ウ) 冒険的な行動、安全を無視した無理な行動は厳に慎むこと。

(エ) 訓練内容に応じた広さを確保すること。

(オ) 高所作業等身体的不安定な場所においては、命綱を使用し、身体を確保すること。

(カ) 学生個々の能力、体力に応じた訓練内容とすること。

(キ) 制限事項及び禁止事項を遵守すること。

(ク) 訓練実施者の疲労度について配慮すること。

(ケ) 気象状況等を考慮し訓練を実施すること。

(コ) 夏期の訓練は、熱中症対策を講ずること。

(サ) その他全般的に不完全状態がないか確認すること。

第5 施設設備の管理

校内の訓練施設及び設備について、安全を維持するための確認及び点検整備事項は、次のとおりとする。

- (1) 屋内訓練場
 - ア 床面は、清潔で、すべらないこと。
 - イ 周囲に危険な物品、不用品、障害物を置かないこと。
 - ウ 訓練を実施する学生の体調等を考慮し、室内の温湿度、換気、照明に注意すること。
 - エ 附属設備は、実施する訓練種目に応じ使用前後に必要な点検を行うこと。
 - オ 資材倉庫は、常に整理整頓すること。
- (2) 屋外訓練場
 - ア 訓練実施場所は、危険な物品（石、ガラス、釘等）や障害物を取り除くこと。
 - イ 雨後の排水に留意すること。
 - ウ 訓練の種類に応じ、使用場所及び範囲を明確にすること。
 - エ 危険箇所は直ちに改修すること。
- (3) 訓練塔
 - ア 階段は、すべらないよう管理すること。
 - イ 階段及び各階は、訓練に使用する資機材以外持ち込まないこと。
 - ウ 各階の開口部、その他に異常がないこと。
 - エ 扉の開閉が正常であること。
 - オ 雨天等の場合は、教育訓練の実施に支障がないことを確認すること。
 - カ 附属設備は、前記（１）のエによること。
- (4) 補助訓練塔
 - ア 固定梯子のさん及び各階の床面は、油類の付着又は雨水等によりすべらないこと。
 - イ 各階の突起部その他危険箇所は、危害防止措置をすること。
 - ウ ホース乾燥設備は、ホース受け、ホース引揚用ロープ、取付部、熔接部その他締付部及び力のかかる部分に異常がないこと。
 - エ 使用の前後には、訓練種目に応じた必要点検を実施すること。
 - オ 雨天等の場合は、前記（３）のオによること。
 - カ 訓練塔各部は、防食措置をすること。
- (5) 屋外訓練用固定設備
 - ア 鉄棒、平行棒等は、防食措置をすること。
 - イ 高塀、平均台等木質を使用する設備は、腐食に注意すること。
 - ウ 故障又は破損しやすい部分は、訓練前後に異常の有無を確認すること。
 - エ 砂場の砂の量、堅さに注意し、緩衝性を十分保つこと。
- (6) 車庫
 - ア 車両の格納面積を十分確保すること。
 - イ 車両の積載品、付属資機材その他訓練に必要な物品以外は収納しないこと。
 - ウ 資機材の収納棚は、常に整理整頓すること。
 - エ 床面は、油類、土砂等が付着しないよう十分清掃すること。

- オ 鉄扉は、常に無理なく開閉できること。
- カ 車庫の照明度は十分であること。
- キ 車庫は、排気ガスが充満するので適当な換気をする事。
- ク 車両に車輪止めを行うこと。

(7) その他の施設

- ア 階段、廊下、天井、壁面、床面、開口部その他各部に破損、腐食等の異常がないこと。
- イ 構造上、危険と認められる部分は直ちに改修すること。
- ウ 物品の転倒、転落等の防止措置をすること。

第6 訓練指導技術

訓練において、指導者が留意すべき安全管理に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 各種訓練の一般的留意事項

- ア 訓練の計画、準備及び実施方法が、前記第4安全点検の基準に適合すること。
- イ 貴重品、不用品又は危険品は携帯しないこと。
- ウ 休憩中、無断で教材に触れないこと。
- エ 実施する訓練以外のことに手を出さないこと。
- オ 訓練内容に応じた事故防止の知識が各動作に表れること。
- カ 不安感又は恐怖感が必要以上に動作に表れていないこと。
- キ 安全ルールを守ること。
- ク 訓練に対し、不謹慎又は不心得な者がいないこと。

(2) 各種資機材の一般的留意事項

- ア 訓練資機材で故障又は破損箇所があるものは、訓練に差支えない程度でも使用しないこと。
- イ 資機材の点検整備は、次のとおりとすること。
 - (ア) 資機材には記号を付し、紛失防止、在庫確認に努めること。
 - (イ) 定期的に点検、整備及び清掃ができるよう手順を定めること。
 - (ウ) 点検責任者を定めること。
- ウ 資機材の整理整頓は、次のとおりとすること。
 - (ア) 訓練の種別毎に保管場所を定めておくこと。
 - (イ) 不要なものは置かないこと。
 - (ウ) 必要なものは取り出しやすいところに納めること。
 - (エ) 転倒防止措置をすること。
 - (オ) 破損又は汚損しない場所とすること。
 - (カ) 整頓を容易にするための通路を確保すること。
 - (キ) 事前に整頓要領を定めること。

(3) ポンプ操法訓練

- ア 訓練実施中は、チームワークをとり迅速確実にタイミングよく行うこと。

- イ 呼唱、復唱は正確に行うこと。
- ウ ホースをひろめるときは金具を持って行うこと。
- エ 使用資機材の安全確認をすること。
- オ ホースカーを降ろすときは、定められた要領で正しく確実にを行うこと。
- カ ポンプ車の車輪止めを確実にを行うこと。
- キ 指定位置への乗車及び下車は必ず合図によって正しく行うこと。
- ク とび口、梯子の携行は定められた要領で正しく確実にを行うこと。

(4) 訓練礼式

- ア 靴ひもは、堅く締めること。
- イ 行進中は、進行方向を注視し正しく号令に従い確実に動作すること。

(5) 基本訓練

ア ロープ訓練

- (ア) ロープは、引きずったり踏みつけたりしないこと。
- (イ) 長時間ロープを張ったままにしないこと。
- (ウ) 角部にロープを当てるときは、必ず保護すること。
- (エ) ロープはつなぎ合わせたものを使用しないこと。
- (オ) ロープのねじれを戻して使用すること。
- (カ) カラビナの先鋭部にロープを接触させないこと。
- (キ) ロープは、訓練実施前後に次の点検を行い安全を確認すること。
 - a ストランドの切断箇所がないこと。
 - b 異常な毛ばだち、磨耗箇所がないこと。
 - c キンク痕、形崩れがないこと。
 - d 異物の付着がないこと。
- (ク) カラビナは、訓練実施前後に次の点検を行い安全を確認すること。
 - a バネが強いこと。
 - b 開閉部がよく動くこと。
 - c 安全環は完全に締まること。
 - d 変形のないこと。
- (ケ) カラビナは粗暴に扱わないこと。
- (コ) 訓練は定められた要領で確実にを行うこと。
- (サ) ロープ結索は、次により確実にを行うこと。
 - a 使用するロープの端末は、必ず約15cmの余裕をとること。
 - b 使用目的にあった結索をすること。
 - c ロープ結索後は、自らが結索・結着を再点検すること。

イ 空気呼吸器取扱

- (ア) 器具の諸性能を十分把握すること。
- (イ) 呼吸器本体をむやみに振り回して着装しないこと。

- (ウ) 面体の各バンドは均等に締め付け、吸気管や高圧導管のねじれは必ず直すこと。
- (エ) 呼気弁、警報ベル等に異常がないこと。
- (オ) そく止弁を開き、圧力を確認し、充填圧力及び使用可能時間を呼唱すること。
- (カ) マスクの気密は、着装者自身が行うこと。
- (キ) ボンベの離着装は、姿勢を低くすること。

ウ 緩降機取扱

- (ア) 実施前に、フックの固定、安全ベルトその他の部分について安全点検を必ず実施すること。
- (イ) 安全ベルトの装着、降下方法は、正しい要領で確実に行うこと。
- (ウ) 降下時、ロープにゆるみが生じないこと。
- (エ) 降下地点に障害物がないこと。

エ 梯子取扱

- (ア) かぎ付梯子を掛ける手すりや窓枠等は、強度のある所を選定し、かぎを確実に垂直に架梯すること。
- (イ) 3連梯子等を伸梯するときは、手を挟まれないこと。また引綱の結着を確実にすること。
- (ウ) 架梯は、左右の傾斜のない場所とすること。
- (エ) 梯上作業は、身体確保に留意すること。
- (オ) 梯子の登はん又は降下は、横さんを確実に握ること。
- (カ) 梯子搬送時、人物への衝突に注意すること。
- (キ) 車両に積載するときは、落下しないよう注意すること。
- (ク) 引綱、緩衝ゴム等を十分点検すること。

オ 油圧救助器具取扱

- (ア) 導管の結合、離脱は開閉バルブを開いて行うこと。
- (イ) 取り付けネジは、確実に締めること。
- (ウ) 揚程限界以上に油圧を上げないこと。
- (エ) 許容能力以上の負荷をかけないこと。

カ ガス溶断器取扱

- (ア) 身体を保護する服装とすること。
- (イ) 点火は専用ライターを用いること。
- (ウ) ボンベは安全な場所に置くこと。
- (エ) ホースの老朽等に注意すること。
- (オ) 各バルブ操作は急激に行わないこと。

キ エンジンカッター取扱

- (ア) 身体を保護する服装とすること。
- (イ) 始動時の点検は確実に行うこと。
- (ウ) 使用するときは、前後の安全を十分確認すること。

(エ) 保護カバーの調整をすること。

ク チェンソー取扱

(ア) 身体を保護する服装とすること。

(イ) 始動時の点検は確実にを行うこと。

(ウ) 使用するときには、前後の安全を十分確認すること。

(エ) 切断するときには、反発力に注意すること。

ケ 可搬式ウインチ取扱

(ア) 外観その他各部に損傷等がないか確認すること。

(イ) 支持物は、作業荷重に十分耐えるものとする。

(ウ) ウインチの能力範囲内の荷重とすること。

(エ) ハンドル操作はゆっくり大きく行うこと。

(オ) 解放操作のとき、手指の負傷に注意すること。

コ 救命索発射銃取扱

(ア) 操法の前後、銃の各部を点検し、安全を確認すること。

(イ) 銃口は、絶対に人のいる方向に向けないこと。

(ウ) 発射体及び空砲は発射直前に装てんすること。

(エ) 不発の場合は、直ちに安全装置をかけること。

(オ) 発射は、合図により目標に対して行うこと。

サ 投光器取扱

(ア) 発電機の位置は、室外の通風の良い場所とすること。

(イ) 濡れ手で、発電機やコネクター操作をしないこと。

(ウ) コードによるつまずきに注意すること。

(6) 応用訓練

ア 渡過訓練

(ア) ロープを展張し、ロープブリッジを設営するときは、係留物の強度が十分であるものを選定し、確実に結着すること。

(イ) ブリッジの高さは、転落しても地上に接しない高さとする。

(ウ) 高所において行動するときは、命綱による自己確保を行うこと。

(エ) 安全ネットは、必ず展張すること。

イ 降下訓練

(ア) 懸垂点側のロープにゆるみがないこと。

(イ) 降下速度が急速にならないこと。

(ウ) 降下中、バランスを崩さないよう注意すること。

(エ) 必ず確保要員を配置すること。

(オ) 降下点に安全マットを敷くこと。

ウ 登はん訓練

(ア) 人梯は、登はんする高さを考慮し、学生の身長、体重の相互バランスをとり梯

を組み、呼吸を合わせて実施すること。

- (イ) 登はん者は、梯に急激な衝撃を与えないこと。
- (ウ) 訓練実施場所は、附近に障害物のない平面で実施すること。

エ 救出訓練

要救助者を救出するとき、結索及び縛着は特に慎重に行い、速さにとられることなく確実な操作を行うこと。

オ 破壊活動訓練

ハンマー、おの、とび口等で、破壊訓練を行うときは、使用資機材で負傷しないよう十分注意すること。

カ 濃煙内熱気訓練

- (ア) 濃煙内に進入するときは、必ず呼吸器具を着装し、面体を離脱するときは、屋外の安全な場所とすること。
- (イ) 空気呼吸器の着装は、正しい手順に従い速さにとられることなく確実に行うこと。
- (ウ) 濃煙内に進入するときは、必ず照明を確保すること。
- (エ) 屋内進入は、二人一組を原則とし、必ず命綱をつけること。
- (オ) 屋内進入は低姿勢とし、手、足、とび口等で足元を確認し、壁伝いに行動すること。
- (カ) 濃煙内で面体を絶対に離脱しないこと。
- (キ) 濃煙内活動では、警報ベルや脱出予定時間のみにとられることなく、常に残圧を確認して活動すること。
- (ク) 訓練中、呼吸器の警報ベルがなり、または脱出予定時間となったときは、直ちに安全な場所に脱出すること。
- (ケ) 訓練に使用する発煙筒は、手で持ったり、点火部を身体に向けないこと。

キ 濃煙内熱気体験訓練

- (ア) 燃烧物は主に灯油とし、必要により少量のガソリンを添加して使用すること。
- (イ) 点火棒を用いて点火すること。
- (ウ) 消火器等を準備すること。
- (エ) 体験を実施する前に体験者の体調を確認すること。
- (オ) 濃煙を吸い込まないよう細心の注意を払うこと。
- (カ) 燃烧物から安全な距離を保つこと。
- (キ) 安全監視員を配置すること。
- (ク) 体験終了後、残火等の始末を徹底すること。

(7) 実戦訓練

ア 機関運用

- (ア) 安全運転は、機関員だけでなく、乗車員全員が注意すること。
- (イ) 安全確認呼唱をすること。

- (ウ) 乗車員は、走行中の急制動に備えること。
- (エ) 誘導は、緊急自動車の誘導要領に基づき実施し、絶対に車両の直後では行わないこと。
- (オ) 車両が発進した直後又は停車する直前に飛び乗り、飛び降りはしないこと。

イ 水利部署

- (ア) 車両から下車するときは、周囲の状況をよく確認し行動すること。
- (イ) 下車後直ちに操作するときは、操作員同士の衝突、資機材との接触に注意すること。
- (ウ) 防火水槽の鉄蓋を開くときは、水槽への転落、鉄蓋による手足の負傷に十分注意すること。

ウ ホース延長

- (ア) ホースカーを降ろすときは、定められた要領で確実にいき、障害物の有無や足元に十分注意すること。
- (イ) ホースカーをえい行するときは、前方、左右をよく確認すること。また転倒しないよう注意すること。
- (ウ) 管鎗及びホースの搬送は定められた要領により行うこと。
- (エ) ホースの延長及び結合は、定められた要領により確実にいくこと。
- (オ) 訓練のときは大声を出し、まわりに注意を喚起すること。

エ 放水

- (ア) 放口の開閉は、ホースに過度の圧力が加わらないよう徐々に行うこと。
- (イ) ホースの曲折部に手、指等が挟まれないようにすること。
- (ウ) ぬかるみに足をとられ、又はホースにつまづき転倒しないようにすること。
- (エ) 注水部署は、安全を確保すること。
- (オ) 異常高圧のとき安易に管鎗を離さず、定められた処置をすること。

(8) 消火訓練

- ア 消火訓練の助燃材は主に灯油とし、必要により少量のガソリンを添加し使用すること。
- イ 点火棒を用いて点火すること。
- ウ 消火器等を準備すること。
- エ 風の強いとき、又は異常乾燥時には、訓練を中止すること。
- オ 助燃材の油類は、火を使用する場所から安全な距離を保つこと。
- カ 訓練に当たり、操作方法、資機材の性能等について十分理解すること。
- キ 放水消火訓練は、放水が開始された後に前進し、適正な防ぎよ体勢とすること。
- ク 訓練終了後、残火等の始末を徹底すること。

(9) 救急訓練

- ア 担架搬送中、後部保持者は足元が見にくいので、障害物のある場所は、前部保持者が声を掛けること。

- イ 廊下、階段その他狭い場所は、担架の握りに注意すること。
 - ウ 階段の昇段は、踏み外しに注意すること。
 - エ 担架搬送中、腰部の負傷に注意すること。
 - オ 人工呼吸器の酸素ボンベバルブの開閉は、徐々に行うこと。
 - カ 酸素ボンベの取扱いは、周囲に火気のないことを確認すること。
 - キ 人力搬送は、体力及び技能のバランスを考慮すること。
- (10) 水難救助訓練
- ア 泳力に応じた訓練内容とすること。
 - イ プール内で訓練する場合は適正な人数とすること。
 - ウ 指導者等の役割分担を明確にすること。
 - エ 水中での安全監視員を必要により配置すること。
- (11) 野外訓練
- ア 交通事故防止に十分注意すること。
 - イ 携行品、装備等を十分検討すること。
 - ウ 体力、技量等を検討し、無理のない行程とすること。
 - エ 緊急連絡、救護態勢等を十分考慮すること。
- (12) 体育
- ア 体育一般
 - (ア) 実施前に体調を確認すること。
 - (イ) ウォーミングアップ及び準備体操、整理体操を十分行うこと。
 - (ウ) 必ず補助者及び監視者をつけること。
 - (エ) 自分の能力の限界を自覚すること。
 - (オ) 蓄積疲労を予防すること。
 - イ 体力錬成
 - (ア) スピード、持久力、調整力、柔軟性等の要素を発達させる手段を正しく組み合わせ、全面的な体力づくりを完成すること。
 - (イ) 全面的な体力づくりと並行して各種目に必要な体力づくりを重点的に行うこと。
 - (ウ) 常に健康状態及びトレーニング度の管理を行うこと。
 - ウ 体操
 - (ア) 自分の体の柔軟性、筋力、姿勢等を確認すること。
 - (イ) 相手を支えるときは、衣服を持たず直接体を支えること。
 - (ウ) 正しい動作を行うこと。
 - (エ) 中途半端な動作に終始せず極限まで伸展すること。
 - (オ) 運動は、原則として心臓に遠い部分から始めること。
 - (カ) 一本調子の強い運動を連続しないこと。
 - エ 基礎行動体力別トレーニング
 - (ア) 周囲の障害物に注意すること。

(イ) 補助者は、実施者の体力に応じて力をかけること。

オ 施設又は器具を用いたトレーニング

(ア) 周囲に十分なスペースをとり、他の種目と接触しないこと。

(イ) 器具は必ず点検すること。

(ウ) 消防活動は筋力よりも筋持久力を伸ばす必要があること。

(エ) バーベル等は、比較的軽いものから始め、正しい方法で行うこと。

(オ) 原則として、単独では行わないこと。

(カ) 各セット終了時、器具が安全に旧位に戻せるよう余力を残すこと。

(キ) 器具を旧位に戻すときは、力を抜かず静かに置くこと。

(ク) バーの握りは、正しい方法とすること。

(ケ) エキスパンダー等は、引き伸ばした後、急に力を抜かないで静かに戻すこと。

(コ) 鉄棒は、固定状態、バーの滑り具合を点検すること。

(サ) 着地は、ゆっくり行うこと。

カ 敏しょう性及び瞬発力トレーニング

(ア) 周囲の環境に気を配り、衝突や転倒等を防止すること。

(イ) 軽く慣らした後に、徐々にスピード、負荷を加えること。

(ウ) 集団トレーニングは、タイミングをくずさないこと。

(エ) 蓄積疲労時のスピードトレーニングは、自分の意志どおり体が動かないことを認識すること。

キ 柔軟性トレーニング

(ア) 体温を十分高める運動をすること。

(イ) 長期間にわたり徐々に行うこと。

(ウ) 実施者の柔軟度に応じる負荷とすること。

ク 応用体力トレーニング

(ア) 基礎行動体力の注意事項を基にすること。

(イ) 目標セットが終わるまで気を抜かないこと。

ケ 体力測定

(ア) 準備運動及び整理運動を十分行うこと。

(イ) 測定要領に従い、正しい方法で行うこと。

(ウ) 持久走は、体を十分ほぐして始め、走り終わりも急に止まらず、体を冷やさな
いこと。

コ 各種スポーツ

(ア) 個人スポーツは、訓練環境の安全確認をすること。

(イ) 対人スポーツは、過激な行動をとらず、スポーツであることを認識すること。

(ウ) 集団スポーツは、特にルールを厳守すること。

(13) 作業

ア 清掃

- (ア) ガラス窓、蛍光灯等高所の清掃は、安全を確認すること。
- (イ) 重量物の移動は、声をかけ、腰や手足の負傷に注意すること。
- (ウ) 床磨き等の清掃は、滑りにくい履物を用いること。

イ ホースの乾燥

- (ア) 滑車、ロープ等の使用前点検をすること。
- (イ) ヘルメットを必ず着用すること。
- (ウ) 上下の安全確認呼唱をすること。
- (エ) 作業場所の直下は、作業する者以外近づかないこと。
- (オ) ホースの落下に十分注意すること。
- (カ) ホース収納は、定められた要領で正しく行うこと。

(14) 非常呼集

- ア 室内は常に整理整頓に努めること。
- イ 夜間の呼集は、室内、廊下、階段等を点灯し、事故の未然防止に努めること。
- ウ ドアの開閉に注意すること。
- エ つまずき、転倒等の事故に注意すること。

第7 学生の生活指導

学校生活において、指導者が留意すべき安全管理に関する事項は、学生心得に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 校内生活の一般的留意事項

- ア 廊下を歩行するときは、緊急時又は訓練等特別な場合を除き静かに左側を歩行すること。
- イ 階段では多人数の者が重なり合って押し合う等のないこと。
- ウ 靴は踵を踏んだままではいたり、歩いたりしないこと。
- エ 立入禁止の場所へは絶対に立入らないこと。
- オ 特別課外活動等で用いる資機材等は破損したまま使用しないこと。
- カ 特別課外活動を行うときは、実施方法、場所等について安全な措置をとるとともに、実施種目に適応した準備体操を行い事故防止に努めること。

(2) 寮内生活の一般的留意事項

- ア 寮室では、常に落ち着いて行動すること。
- イ 貸与品及び私物のうち必要なものは、常に取り出しやすいところに納めること。
- ウ 整理整頓要領を遵守すること。
- エ 就寝時、衣服、帽子、靴等を整理し、緊急の場合に備えること。
- オ 消灯後は、不必要に寮室外に出ないこと。

附 則

この基準は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。